

とちぎパートナーシップ宣誓制度で宣誓をされた皆様へ

R5.4.1

栃木県では、パートナーシップ宣誓者の利便性の向上を図るため、茨城県、群馬県と「パートナーシップ宣誓制度」に関する連携協定を令和4（2022）年12月20日に締結いたしました。

これにより、栃木県やお住まいの市町が提供するサービスに加え、茨城県、群馬県が提供するサービスが利用可能となりました。

また、茨城県、群馬県への転出時には、宣誓手続きが簡素化されます。詳しくは、栃木県人権男女共同参画課宛て（電話 028-623-3027）お問い合わせください。

1 利用可能なサービスについて

とちぎパートナーシップ宣誓書受領カード等の提示により、（1）～（4）のサービスの利用が可能です。

（1）栃木県が提供するサービス

〔ホームページ〕 <https://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/documents/riyousaki.pdf>

（2）お住まいの市町が提供するサービス

各市町ホームページ等で御確認ください。

（3）茨城県が提供するサービス

〔ホームページ〕

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukushi/jinken/ibarakipartner.html>

※利用可能な医療機関は、茨城県立中央病院（12月20日時点）。今後、更新予定。

（4）群馬県が提供するサービス

〔ホームページ〕 <https://www.pref.gunma.jp/page/4108.html>

※利用可能な医療機関は、随時、更新予定。

2 転出時の宣誓手続きの簡素化について

茨城県、群馬県に転出する場合は、転出先でパートナーシップ宣誓継続申告の手続きをすることにより、次の手続きが不要となります。

（1）栃木県への宣誓書受領カード等の返還手続

（2）転入した県での再度の宣誓手続き（お二人揃っての宣誓）

具体的な手続きの流れ及び必要な書類については、茨城県・群馬県のホームページをご覧ください。

茨城県：<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukushi/jinken/ibarakipartner.html>

群馬県：<https://www.pref.gunma.jp/page/4108.html>

問い合わせ先 栃木県人権男女共同参画課 人権施策推進室

電話 028-623-3027 メール jinken@pref.tochigi.lg.jp